

法案成立！ 押さえておきたい 確定拠出年金の改正点

山崎俊輔

1級DCCプランナー
AFP

5月24日、確定拠出年金法の改正案が成立した。本特
別企画では、制度の変更点を踏まえたうえで、他の優遇
税制との比較や今後予想される動向等を解説する。



1 確定拠出年金制度に関する これまでの流れ

1996年から2001年にかけて行われた大規模な金融規制制度改革、いわゆる「金融ビッグバン」は、金融機関のビジネスに大きな影響を及ぼしたが、確定拠出年金もその成果物の一つである。確定拠出年金は、2001年10月に施行された確定拠出年金法によって、わが国では初めてとなる「自己責任型の老後資産形成制

度」として誕生した。アメリカの401(K)プランに範を取ったことから、日本版401Kなどと呼ばれる。確定拠出年金は、企業型と個人型に分かれている。企業型は、企業が設立し社員が加入する。退職金・企業年金の一部として導入され、会社が掛金を負担する仕組みである(マッチング拠出を採用し

ている場合、一定の範囲で自己資金を追加入金できる)。社員のおよそ6人に1人が対象となっており、2016年3月現在、約50万人が加入している。一方で個人型の確定拠出年金は、個人が任意に加入する仕組みで、口座を開設する金融機関を選択し加入の手続きを行う。2016年中は、自営業者等(国民年金の第1号被保険者)と、社員のうち企業年金のない者が対象となっている。3500万人以上が対象となっているわけだが、加入者

数は25・8万人(2016年3月)と少なく、対象者に占める加入者の割合は1%以下となっている。そうした中、確定拠出年金法の改正案が5月24日に成立。抜本的な改正が加えられることになった。特に、金融機関が独自に提案を行うことのできる個人型確定拠出年金の改正は、個人にとっても金融機関にとっても大きなインパクトを秘めている。今回はそのポイントを解説していく。(以下、確定拠出年金をDCCと略す)

図表1 拡大する確定拠出年金の加入者範囲

本人拠出	会社員 (企業型DCCあり)	会社員 (企業型DCCとDBあり)	会社員 (確定給付型の企業年金あり)	会社員 (企業年金等なし)	公務員	自営業者等 (第1号被保険者)	専業主婦 (第3号被保険者)
今まで	マッチング拠出により可能	マッチング拠出により可能	不可	月額2.3万円 (年27.6万円)	不可	月額6.8万円 (年81.6万円)	不可
これから (2017年1月)	月額2.0万円 (年24.0万円) ※1	月額1.2万円 (年14.4万円) ※2	月額1.2万円 (年14.4万円)	月額2.3万円 (年27.6万円)	月額1.2万円 (年14.4万円)	月額6.8万円 (年81.6万円)	月額2.3万円 (年27.6万円)
利用可能になる人数	507万人		1145万人	約2000万人	439万人	1806万人	945万人
	平成26年度末(重複あり)			平成25年度末			

※1 マatching拠出を実施している場合は利用不可。また、個人型DCC加入を認める場合、企業型DCCの拠出限度額が年24万円引き下げられる。
※2 マatching拠出を実施している場合は利用不可。また、個人型DCC加入を認める場合、企業型DCCの拠出限度額が年14・4万円引き下げられる。

2 個人型DCC・企業型DCC それぞれの改正のポイント

個人型確定拠出年金

①利用者範囲の拡大

個人型DCCは今まで加入できなかった層が多く、国民の誰もが老後資産形成を行う制度というより、一部の企業の会社員のみ使える制度という印象が強かった。

今回、最も大きな規制緩和となるのは、「個人型DCCの利用者範囲の拡大」である(図表1)。今まで掛金を拠出できなかった(口座にある資産の運用のみ行うことが可能だった)公務員、企業年金のある会社員、専業主婦等(国民年金の第3号被保険者)が加入できるようになる。2017年1月からの施行である。

なお、企業型DCCのある会社員も対象となるが、これは会社側が制度変更を行い、個人型DCCの併用を認めた場合に限られるため、実際の利用は少ないと思われる。

②中途解約要件の厳格化

①利用者範囲の拡大に合わせ、企業型DCCの中途退職者を対象とした脱退一時金の受取要件が厳格化される。こちらは、いわば規制「強化」の部分であり、見落とされがちだが大きな変化の一つだ。

今までは、専業主婦など掛金を拠出できない立場になり、資産額50万円以下である場合など、中途退職時に脱退一時金を受け取れるケースがあったが、受取要件の規定がほとんど削除され、基本的には60歳まで受け取れない制度としての位置付けが強化された。

これにより退職者は、企業型DCCのある会社に転職した場合は、その企業型DCCに口座を開設し資産を移すこととなる。また、企業型DCCがない会社の場合は、個人型DCCの対象者となるため、個人型DCCのマーケットはさらに拡大するものと思われる。

適切な制度運営を求め 企業型DCCも多数の改正

企業型確定拠出年金

すでに550万人の加入者がいる企業型DCC(図表2、図表3)についても多くの改正が加えられた。特に、「適切な制度運営を求め」る改正」が行われている。

なお、企業型DCCに影響のある改正項目のほとんどは個人型DCCにも規定が準用されるため、個人型DCCの運営管理機関においても適宜対応が必要になる。ポイントは下記のとおりである。

①運用商品の選定・提示の要件見直し

今までは元本確保型商品1本以上、合計で3本以上の商品提示が義務づけられていたが、リスクリターン特性の異なる3本以上であればよく、元本確保型商品の採用義務はなくなる(採用を妨げるものではない)。

②運用商品数の上限の設定

運用商品数が多すぎると合理的な選択が困難になるとして、一定の